

石巻市監査委員公告第2号

平成24年5月2日付け石巻市監査委員公告第1号で公表した例月現金出納検査（平成23年12月分）の結果報告に係る石巻市長からの措置を講じた旨の通知について、次のとおり公表する。

平成24年5月2日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 阿 部 欽一郎

石 卷 市 監 査 委 員 殿

石 卷 市 長 亀 山 紘

例月現金出納検査結果に係る措置について（通知）

平成 2 4 年 3 月 2 7 日 付 け 石 監 第 1 号 で 指 摘 さ れ た 事 項 に つ い て、次 の と お り 措 置 を 講 じ た の で 通 知 し ま す。

検 査 結 果 （ 指 摘 事 項 ）	措 置 （ 改 善 ・ 検 討 ） 状 況
<p>(1) 都市計画課</p> <p>【土地取得特別会計の歳入歳出予算執行時期について】</p> <p>土地取得特別会計は、地方公共団体が行う各種事業に必要な用地を円滑に確保するため、先行取得を行う際に将来なされる一般会計等の事業費での本格的な買取に備えて、経理の明確化を図る必要性から設置されている特別会計である。</p> <p>したがって、その設置目的から判断しても理解できるように、用地先行取得事業に際して必要となる歳出については、少なくとも歳出する日までに歳入を確保しておく必要性があり、会計管理者の権限により、一時的に他の会計から資金を流用して歳出に充当してならないことは言うまでもないことである。</p> <p>つまり、一般会計等で本格的な買取をするまでの間の、いわゆる「つなぎ期間」においては、土地取得特別会計の歳出に合わせて、その都度一般会計等からの繰入を処理すべきであり、歳出に際して一般会計等からの繰入金 が 確 保 さ れ て い な い 状 況 は、あ っ て は な ら な い こ と で あ る。</p> <p>このことについては、既に平成 21 年 5 月</p>	<p>ご指摘のありました土地取得特別会計の予算執行時期についての改善方法といたしまして、本会計の予算執行については、一般会計からの繰出金の支出処理も伴うことから、歳入歳出の不足が生じないよう収支の状況を確認し、一体的な事務手続きを行うよう適切に処理して参りたいと考えております。</p> <p>本件の再発防止措置といたしましては、担当職員のみならず、管理職員も含め各種法令に基づく基本的な事務処理方法の確認・研修など、職員一人一人の職務遂行能力の向上に努めるとともに、課内の審査機能の強化を図ることにより、再発防止を行うことといたします。</p> <p>なお、1月の例月監査時における土地取得特別会計の歳入不足額は、29,192,343円となっておりますが、平成24年3月16日に繰入処理を行い、歳入不足額は無い状況となっております。</p>

分の例月現金出納検査結果の提出に際しても指摘し、改善を強く求めていたところであるが、今回また再び、同様の不適切な事務を執行していたことは誠に遺憾であり、土地取得特別会計の存在を、ないがしろにするものと言わざるを得ない。